

悪質商法にひっかかってしまった…

つい、うっかり契約をしてしまった…

まず、クーリング・オフ

クーリング・オフとは、訪問販売などで購入した場合、一定期間以内
(書面受領日を含めて8日間)であれば無条件で解約できる制度です。

* (注) クーリング・オフ期間は、取引内容によって異なる場合があります。

はがきの書き方

裏

氏名	○○○○○
住所	蓮田市○○丁目○○番○○号
平成○○年○○月○○日	
右記の申込みは取り消し、契約を解除します。	
契約金額	○○○○円
商品名	□□□□□
書面受領日	平成○○年○○月○○日
契約年月日	平成○○年○○月○○日
クーリング・オフ通知書	
販売会社名	□□株式会社○○営業所
担当者	○○様

表

□□□□	□□□□□	□□□□□
代表者	△△△△様	□□株式会社○○支店
〒	○○市○○町○○番地	

注意点 ① はがきの両面をコピーして保管 ②簡易書留郵便で出す
③ 8日目の消印有効 ④ クレジット契約を結んでいるときは、
販売会社とクレジット会社にはがきを出す

困ったときは

消費生活相談センターへ(市役所 商工課内)

●相談日…毎週 月曜日・水曜日・木曜日・金曜日(午前10時~午後3時30分)

電話 768-3111 内線248(商工課内)

☆悪質な取り立てにあったときは、岩槻警察署生活安全課へ

電話 757-0110